

ベトナムの現地法人、駐在員事務所、支店、経営拠点の会計税務

2020年10月5日

I-GLOCAL CO., LTD. ハノイ事務所代表

米国公認会計士 逆井将也

はじめに

ベトナム国内に現地法人を設立した後、生産活動場所の拡大や販売活動の促進を目的に、ベトナム現地法人の新たな事業拠点として支店や駐在員事務所、経営拠点を設立する企業が増えてきている。本稿では、企業がどのような設立形態で新たな拠点を設立すべきかの判断材料となるよう、会計税務を中心にそれぞれの相違点について説明する。

1. 設立形態の定義

(1) 現地法人

独自の名称、資産、および安定的な事業所を有し、法令に基づき登記された営利を目的とする経済組織である。

(2) 駐在員事務所

委任の範囲内で企業の代表として活動し、企業のために行動する企業の所属組織である。駐在員事務所の活動範囲は情報収集活動や広報活動に限られるため、契約や営業をすることはできない。

(3) 支店

企業の代表者から委任された事項を含め、企業のすべてまたは一部の機能を実施する企業の所属組織である。本稿では、ベトナム国外法人のベトナム支店ではなく、ベトナム現地法人が新たにベトナム国内事業拠点として支店を設立する場合に特化して説明する。支店ライセンスを取得する際、支店で投資プロジェクトを実施する場合は、投資登録証明書を取得する必要がある。投資プロジェクトの定義は法令上不明確だが、実務上は新たに製造拠点や販売拠点等を設ける場合とされることが多い。

たとえば、支店で新たに工場や倉庫、小売店舗を設ける場合は投資プロジェクトの実施とみなされる可能性が高い。また、支店の会計税務上の分類として、独立支店と従属支店を選択することができるが、投資プロジェクトを実施する場合には、独立支店を選択することが一般的である。

(4) 経営拠点

企業が具体的な経営活動を行う場所とされ、ベトナム現地法人で登記された事業を行う場所である。設立手続きとしては、経営拠点が所在する省・市の計画投資局へ設立通知を申請するが、支店や駐在員事務所と比べ、当手続きは簡素となり手続きに要する期間も短い。従来、経営拠点はベトナム現地法人と異なる省・市でのみ設立が許可されていたが、政令108/2018/ND-CPIにより、2018年10月10日以降は同じ省・市での設立も認められるようになった。



I-GLOCAL
incubate the next

2. 設立形態ごとの比較

設立形態ごとの主な違いについて、以下の表をご参照いただきたい。

	現地法人（本店）	駐在員事務所	支店	経営拠点	
法人格	有り	なし	なし	なし	
印鑑	有り	有り	有り	なし	
税コード	有り	有り	有り	①所在地が本店と異なる省・市の場合：有り ②所在地が本店と同じ省・市の場合：無し	
ライセンス	投資登録証明書 企業登録証明書	駐在員事務所活動証明書	投資プロジェクトがある場合：投資登録証明書 支店設立許可証 投資プロジェクトが無い場合：支店設立許可証	事業活動登録証明書	
代表者	制限なし	外国法人の駐在員事務所の場合： 法人社長との兼務不可 現地法人の駐在員事務所の場合： 法人社長との兼務可能	制限なし	制限なし	
インボイス発行	可能	不可	可能	可能 本店と同じインボイスのフォームを使用し、本店は経営拠点の管轄税務局でインボイスの発行通知をする	
契約締結	可能	不可	本店法的代表者の委任がある場合は可能	不可	
従業員の雇用	可能	可能	可能	不可 ※本店での雇用契約締結は可能	
決算報告書	必要	不要	独立支店	必要 本店及び支店の管轄税務局へ提出	不要
			従属支店	不要 本店作成分に含まれる	
会計監査	必要	不要	独立支店	必要	不要
			従属支店	不要	
チーフアカウント	必要	不要	独立支店	不要 ※会計担当者は必要のため実質的にはチーフアカウントが必要	不要
			従属支店	不要	
法人税	必要	不要	独立支店	必要 支店が管轄税務局へ申告及び納税	不要
			従属支店	不要 本店申告分に含まれる	
付加価値税	必要	不要	独立支店	①所在地が本店と異なる省・市の場合：必要 支店が支店の管轄税務局へ申告及び納税 ②所在地が本店と同じ省・市の場合：不要 本店申告分に含まれる ※許可申請を行えば支店独自に申告及び納税可能	①所在地が本店と異なる省・市の場合：必要 本店が経営拠点の管轄税務局で申告及び納税 ②所在地が本店と同じ省・市の場合：不要 本店申告分に含まれる
			従属支店	①所在地が本店と異なる省・市の場合：必要 支店が支店の管轄税務局へ申告及び納税 ※支店が製造拠点となっており、かつ支店で会計 記帳していない場合、本店が支店の管轄税務局で 申告及び納税 ②所在地が本店と同じ省・市の場合：不要 本店申告分に含まれる	
事業登録税	必要	不要 ※事業活動を行っているとなされた場合は必要	①所在地が本店と異なる省・市の場合：必要 支店が支店の管轄税務局へ申告及び納税 ②所在地が本店と同じ省・市の場合：不要 本店が本店の管轄税務局へ申告及び納税	①所在地が本店と異なる省・市の場合：必要 経営拠点が経営拠点の管轄税務局へ申告及び納税 ②所在地が本店と同じ省・市の場合：不要 本店が本店の管轄税務局へ申告及び納税	
個人所得税	必要	必要	必要	必要	



I-GLOCAL

incubate the next

(出所)投資法67/2014/QH13、企業法68/2014/QH13、政令83/2013/ND-CP、政令78/2015/ND-CP、政令07/2016/ND-CP、通達156_2013_TT-BTC、通達302_2016_TT-BTC、通達95/2016/TT-BTC、企業法59/2020/QH14、投資法61/2020/QH14、民法91/2015/QH13、政令108/2018/ND-CP、政令99/2016/ND-CP

おわりに

ベトナムは南北に主要な経済圏があるため、事業拡大に伴い複数拠点を設立する傾向は今後も続くと考えられる。上述の通り、支店は独自に契約を締結できることから、本店同様に事業を実施する場合には支店を設立するケースが多い。また、経営拠点は本店同様に事業を実施できるが、印鑑が無く独自に契約を締結できないため、あくまで本店の補助的な位置づけといえる。しかし、設立手続きや管理面は支店に比べ容易である。一方で、駐在員事務所は本店の連絡業務が主な機能であり、利益が発生する活動を実施できないため、市場調査等の限定的な目的の場合に選択される。それぞれの形態ごとの特徴を正確に理解した上で設立形態を判断していただけたら幸いである。